



# 「登録への挑戦」

●世界文化遺産登録にいたるまで

世界文化遺産となるには、日本国内における「世界遺産暫定一覧表（暫定リスト）」に載らなければなりません。この「暫定リスト」とは、日本政府が今後10年程度の間ユネスコ（国際連合教育科学文化機関）へ世界遺産の候補として推薦する予定リストのことです。文化遺産及び自然遺産の候補の中で条件の整ったものが、1年に1件、ユネスコ世界遺産委員会に推薦され、世界遺産の登録について審議されることとなります。（※別表①参照）

●暫定リストに掲載されるには

前回の暫定リスト掲載への挑戦は、平成19年に文化庁が行った世界文化遺産候補の公募でした。阿蘇郡市7市町村と熊本県は共同で「阿蘇—火山との共生とその文化的景観」として提案書を提出しました。惜しくも暫定リスト入りは見送られましたが、「我が国の暫定リストにも未だ見られない分野の資産であり、将来的な記載候補となり得る可能性はある」

別表②

## 世界文化遺産になるための条件

- ①世界遺産登録の基準に適合すること。  
⇒世界的な価値があり、物語があること。
- ②国内において万全な保護措置が取れていること。  
⇒国指定の文化財であること。
- ③周辺も含めたよい環境があること。  
⇒資産を守るために周辺の景観や環境を保全する区域をつくること。
- ④将来にわたって守るための計画があること。  
⇒継続的に環境や遺産を守って行く保存管理計画を策定すること。

文化遺産としての価値を証明し、さらにその価値を守るための方法を検討すること

●国の文化財としての指定

暫定リスト掲載へ再チャレンジするためには、阿蘇世界文化遺産の構成資産が国の文化財として指定されることが必要です。（※別表③参照）

として継続審議の中でも最上位の評価を得ました。

ただし、今後暫定リスト掲載へ再チャレンジする際には、学術的な価値の証明や保護措置などの条件をクリアすることが課題としてあげられています。（※別表②参照）

■構成資産（平成22年4月現在）

名称	文化財種別	文化財指定状況	所在市町村
阿蘇の文化的景観	文化的景観	未選定	阿蘇市、南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村、西原村
米塚	名勝	未指定	阿蘇市
中央火口丘群	天然記念物	未指定	阿蘇市、高森町、南阿蘇村
阿蘇神社	建造物	国指定(重要文化財)	阿蘇市
中通古墳群	史跡	県指定	阿蘇市
豊後街道 歴史の道	史跡	未指定	阿蘇市、産山村

別表③

阿蘇神社がすでに国の指定重要文化財となつていようように、他の構成資産も指定される過程でその価値が学術的に証明され、同時に保護措置を行う体制が整備されることとなります。ただし、文化財指定には、所有者など、各種権利者の同意が必要です。今後、構成資産の権利者の方々に国文化財指定の同意をお願いしていくこととなります。